

赤磐市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）



エコプラザあかいわキャラクター

エコプラちゃん

(C) ヒライユキオ

令和2年3月

赤磐市

目次

計画策定の背景	1
---------	---

第1章 基本的事項

1 目的	2
2 対象とする温室効果ガス	2
3 計画期間	2
4 範囲	3
5 上位計画及び関連計画との位置付け	3

第2章 現状

1 赤磐市役所の温室効果ガス排出実態	4
2 赤磐市役所の温室効果ガス発生別排出実態	5

第3章 目標

1 温室効果ガス削減目標の考え方	11
2 温室効果ガス削減目標	11

第4章 取り組み

1 財やサービスの購入・使用に関する取り組み	12
2 公共工事に関する取り組み	14
3 建築物の建築、管理等に関する取り組み	15
4 廃棄に当たっての取り組み	15
5 その他の事務・事業に関する取り組み	16
6 削減に関する先進的取り組み	17

第5章 推進と点検・評価

1 計画の推進・点検	18
2 推進体制	18
3 職員に対する研修等	19
4 実施状況の点検及び評価	19

参考資料

調査対象となる施設一覧	20
赤磐市地球温暖化対策推進庁内組織設置要綱	24

計画策定の背景

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つになっている。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題になっている。

地球温暖化防止に関する対策として国際的には平成27年(2015年)にパリで、「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(通称COP21)」が開催され、「パリ協定」が採択された。これにより、世界の平均気温上昇を産業革命前から2.0℃以内にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築された。

平成28年(2016年)5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、わが国の中期目標として、令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で26%の温室効果ガスの削減目標が定められた。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められている。

本市においても、地球温暖化の防止に向け総合的かつ計画的な取り組みを推進していく。

第 1 章 基本的事項

1 目的

赤磐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「赤磐市事務事業編」という。）は地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、赤磐市が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として策定する。

赤磐市事務事業編策定による赤磐市役所に対する効果として、温室効果ガス排出量の削減に関する具体的な知見の蓄積、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減、光熱水費の削減等、効果は多岐に及ぶ。また、市域への効果としては、温室効果ガス排出量の削減の規範が示されることで、実質的な温室効果ガス排出の削減につながることを期待される。

2 対象とする温室効果ガス

赤磐市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項掲げる 7 種類の物質のうち、二酸化炭素・一酸化二窒素・メタンとする。

算定方法

- ① 温室効果ガス排出量は、活動量（燃料使用量等）に政令で定められた排出係数を乗じて算定する。
(各温室効果ガスの排出量) = Σ {(活動の種類ごとの排出量)}
- ② ①により、3 種類の温室効果ガスごとに算定された排出量に、それぞれのガスの地球温暖化係数（GWP）を乗じて、最終的に温室効果ガスの総排出量を算定する。

3 計画期間

- ◎ 基準年度：平成 25 年度（2013 年度）
国の「地球温暖化対策計画」に即し、平成 25 年度（2013 年度）とする。

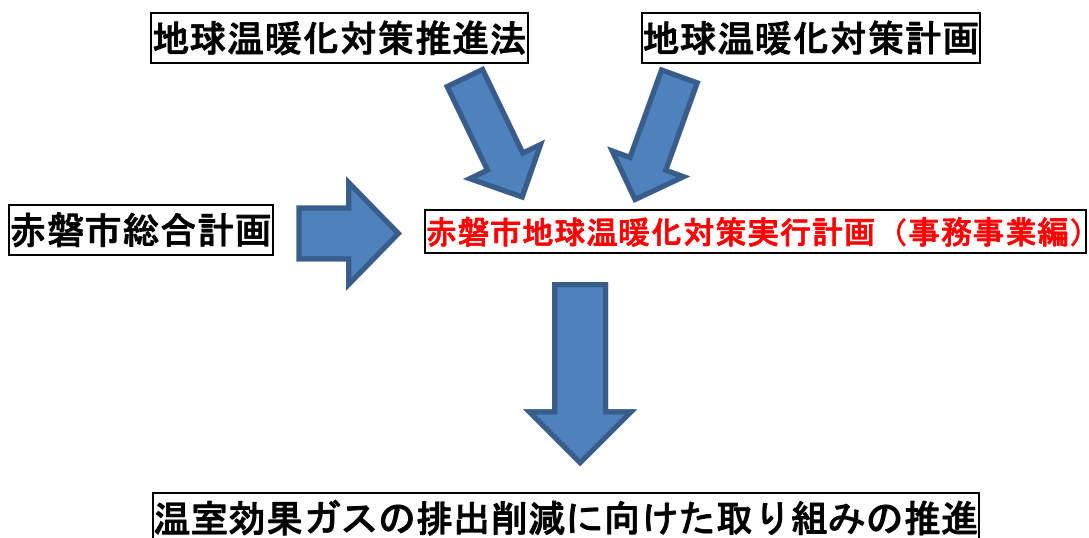
- ◎ 計画期間：令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）の 5 年間を目標期間（中間）として定める。また、国の「地球温暖化対策計画」に即し、令和 12 年度（2030 年度）を最終目標年度とする。ただし、地球温暖化対策やエネルギー施策に関する社会情勢、経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行う。

4 範囲

対象となる範囲は、赤磐市役所の実施する全ての事務及び事業活動とする。指定管理者制度等により実施する事務・事業については、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、指定管理者等に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

5 上位計画及び関連計画との位置付け

赤磐市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定する。また、地球温暖化対策計画及び赤磐市総合計画に即して策定する。



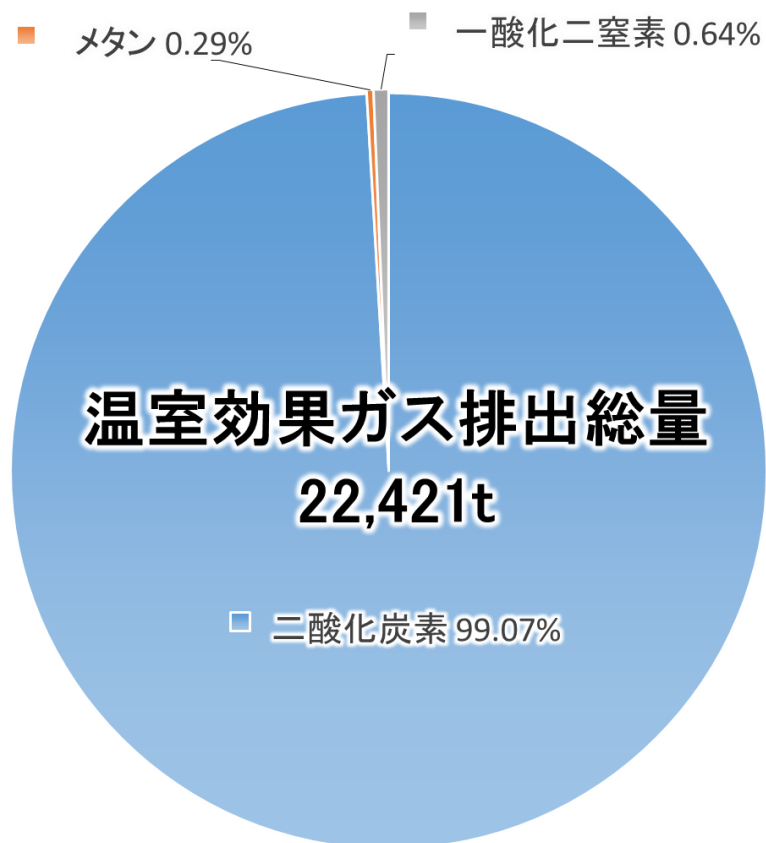
第2章 現 状

1 赤磐市役所の温室効果ガス排出実態

平成 30 年度(2018 年度)における本市の事務及び事業活動に伴う温室効果ガスの総排出量は、22,421 トン(二酸化炭素換算)であり、総排出量の 99.07%に当たる約 22,212 トンが電気の使用や廃プラスチックの焼却等に伴って排出される二酸化炭素で占められている。次いで、一般廃棄物の焼却及び自動車の走行等によって排出される一酸化二窒素が 0.64%となっている。

表 1 平成 30 年度温室効果ガス排出実態(二酸化炭素換算) 単位 : (t)

	排出合計	割合
二酸化炭素	22,212	99.07%
一酸化二窒素	143	0.64%
メタン	66	0.29%
合計	22,421	100.00%



2 赤磐市役所の温室効果ガス発生別排出実態

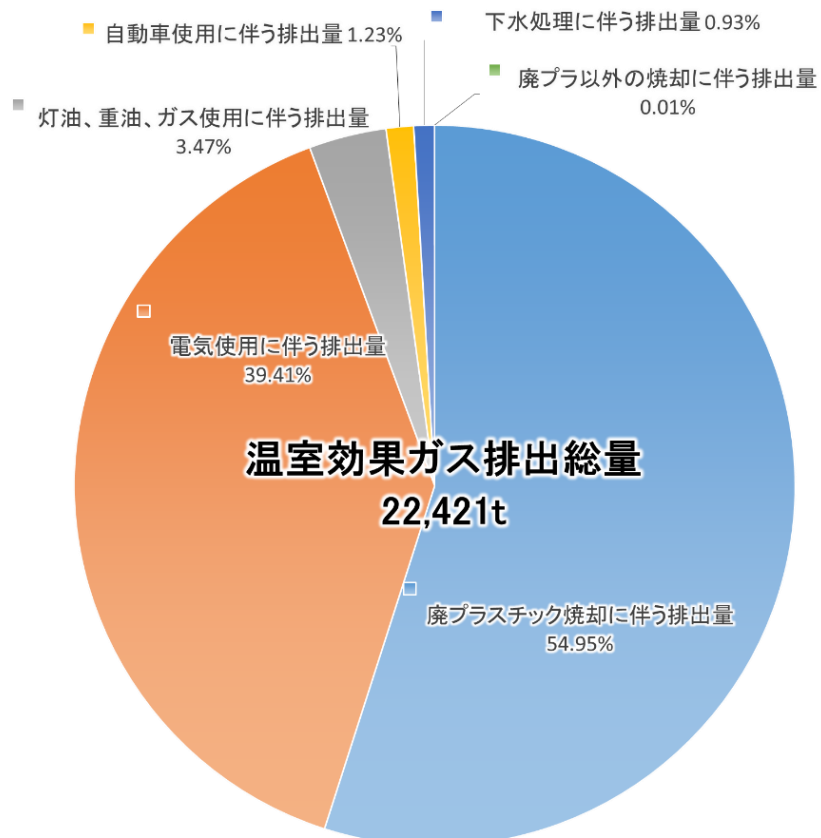
本市の温室効果ガスの発生別では廃プラスチック焼却に伴う排出量が 54.95%、電気使用に伴う排出量が 39.41%で 2 つの合計が全体の 94%以上を占めている。次いで灯油、重油、ガス使用に伴う排出量が 3.47%となっている。

(表 2 及び図①参照)

表 2 平成 30 年度温室効果ガス発生別排出実態(二酸化炭素換算)単位:(t)

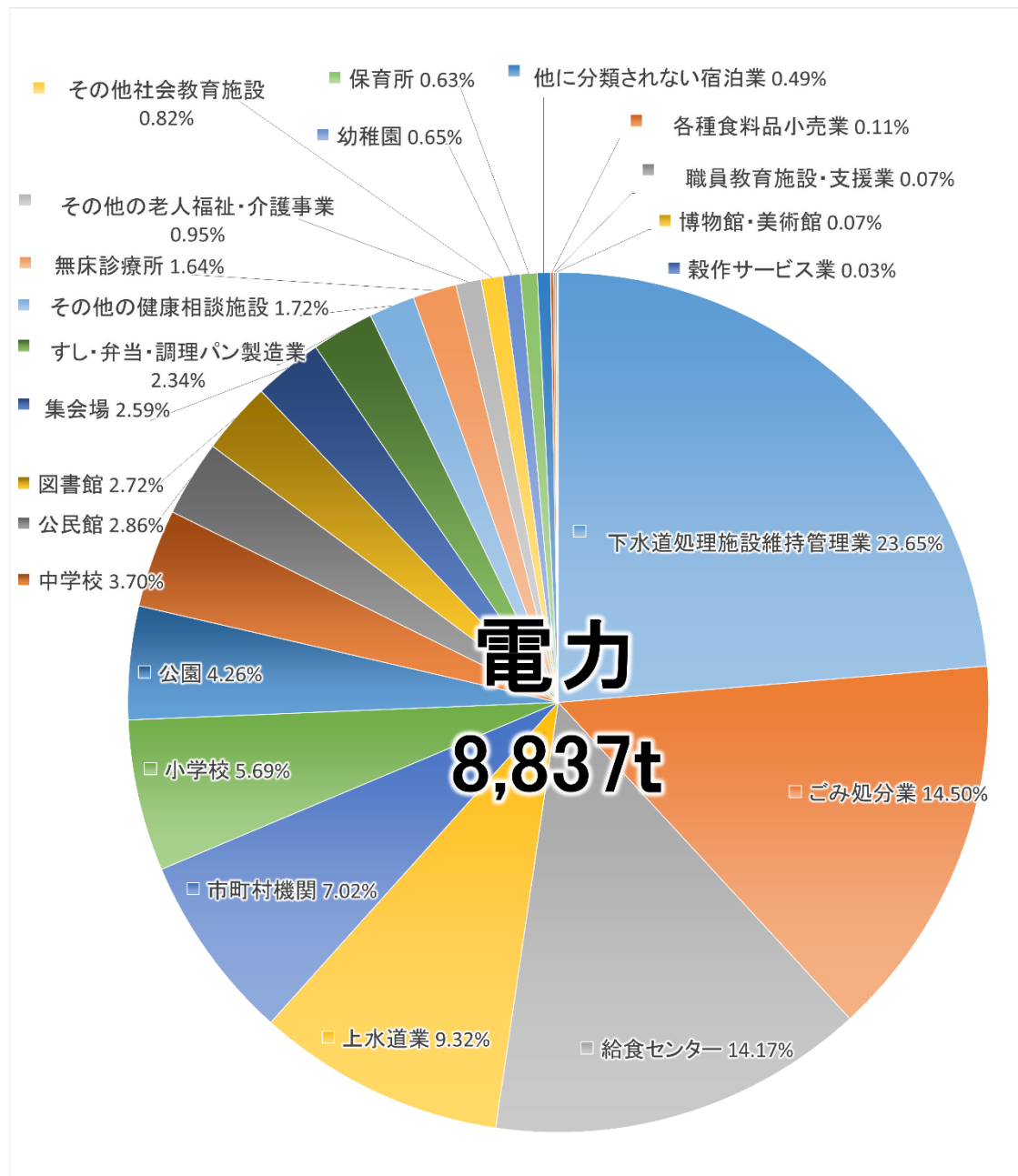
発生項目	排出量	割合(%)	備考
廃プラスチック焼却に伴う排出量	12,320	54.95%	赤磐市環境センター
電気使用に伴う排出量	8,837	39.41%	図②
灯油、重油、ガス使用に伴う排出量	779	3.47%	図③:灯油 図⑤:LPG, 図⑦:A重油 図⑧:LNG,
自動車使用に伴う排出量	276	1.23%	図④:ガソリン, 図⑥:軽油
下水処理に伴う排出量	208	0.93%	各下水道処理施設合計
廃プラ以外の焼却に伴う排出量	1	0.01%	赤磐市環境センター
計	22,421	100.00%	図①

図①: 温室効果ガス発生別排出実態

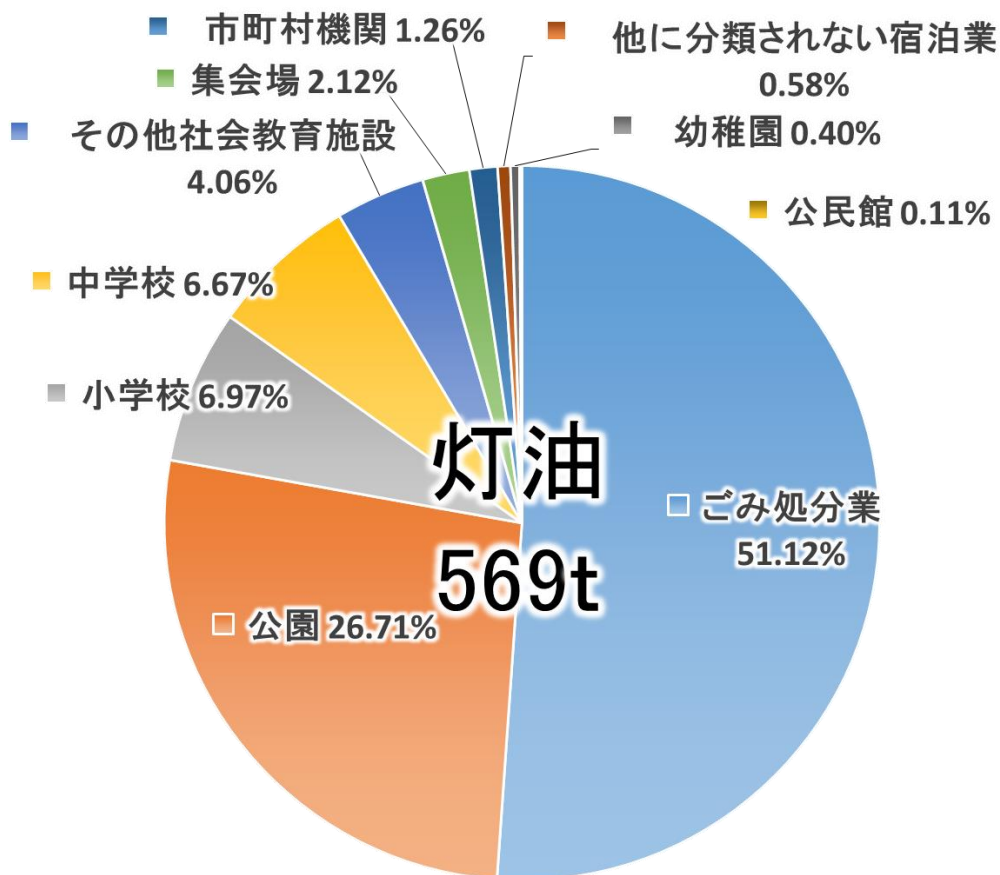


発生項目別詳細グラフ

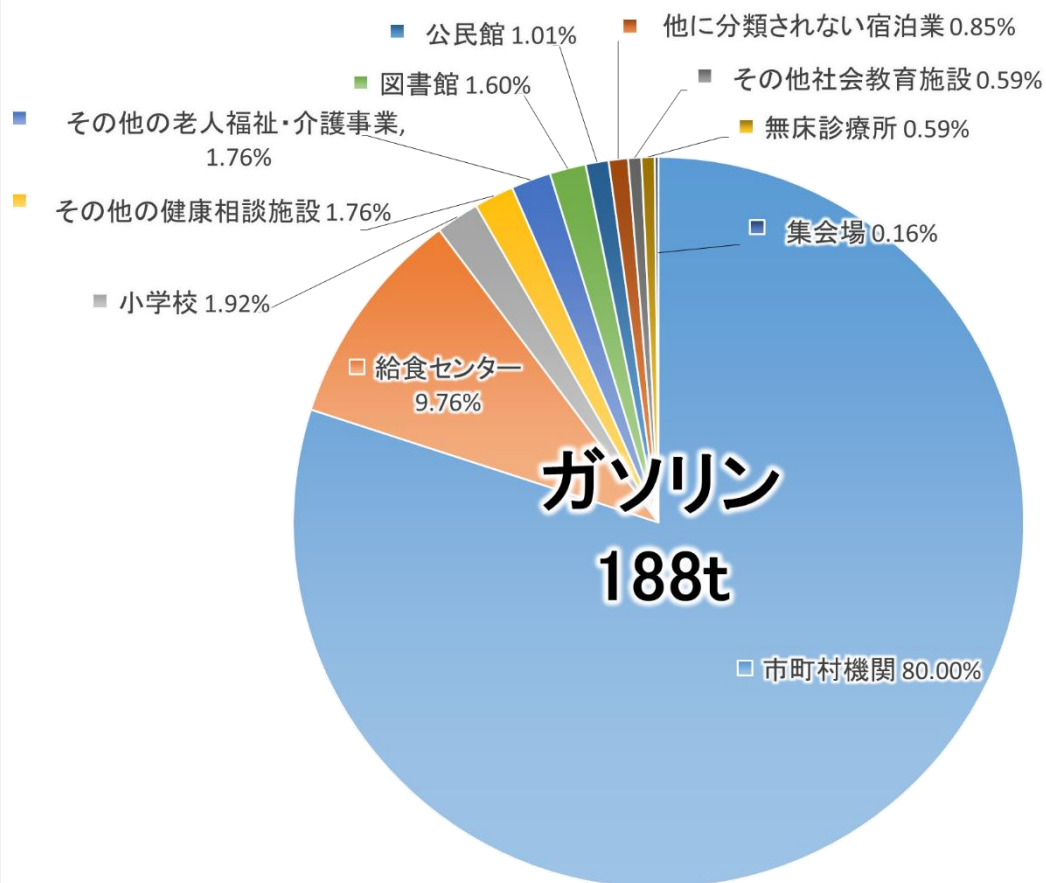
図②：電気使用に伴う排出量



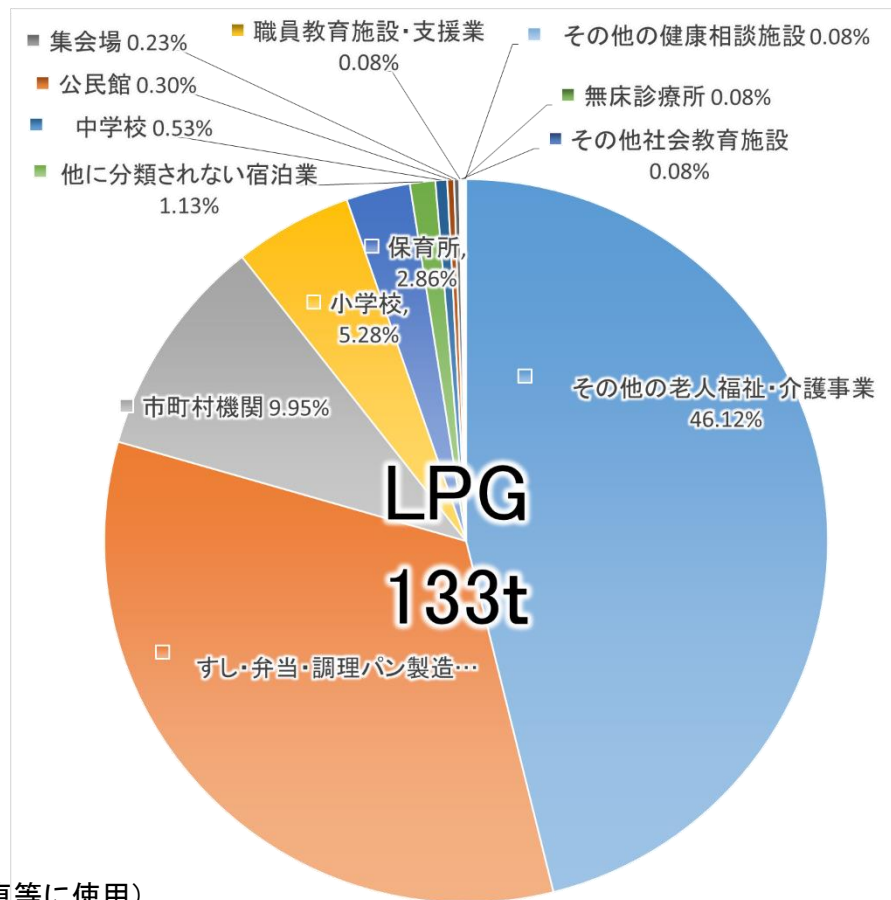
図③：灯油（燃料使用等）



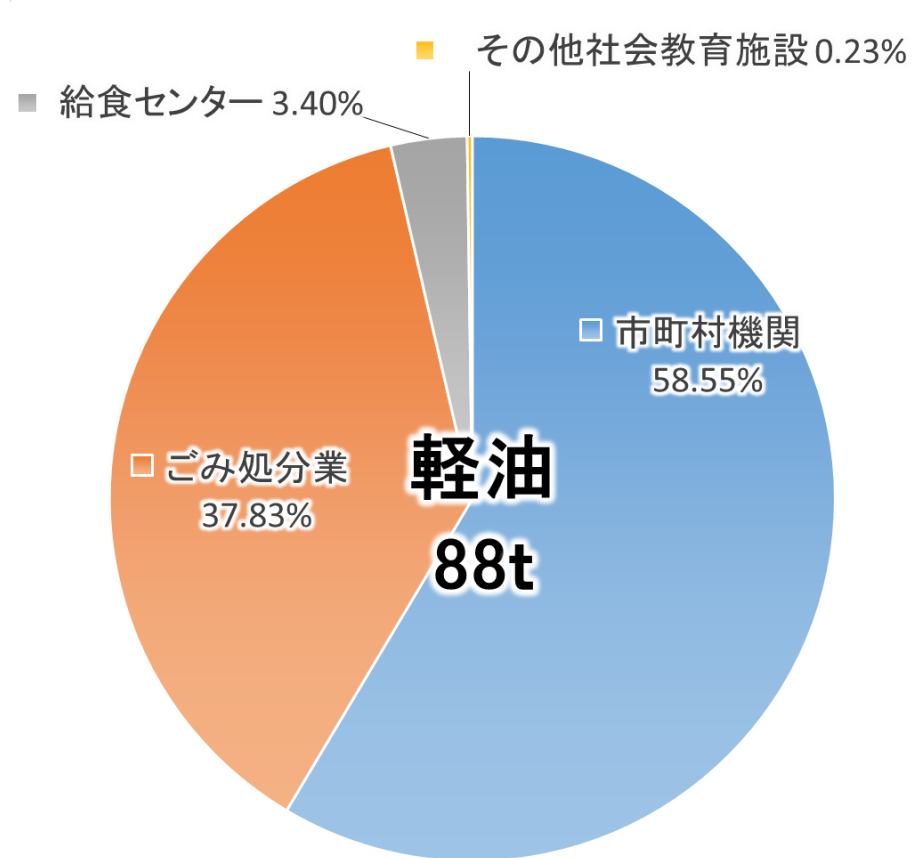
図④：ガソリン（自動車等に使用）



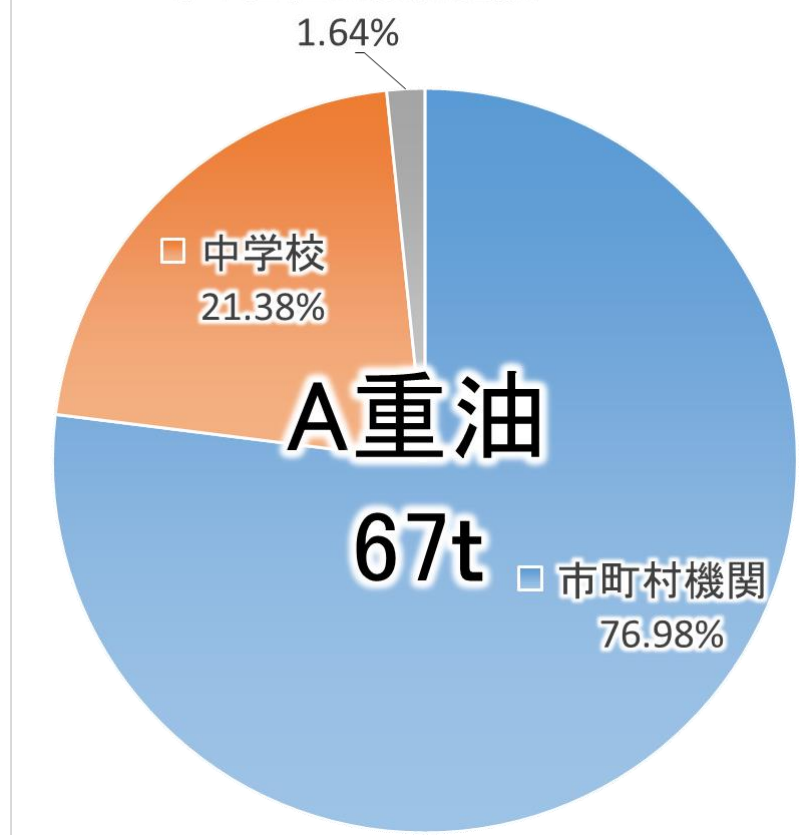
図⑤：LPG（プロパンガス）



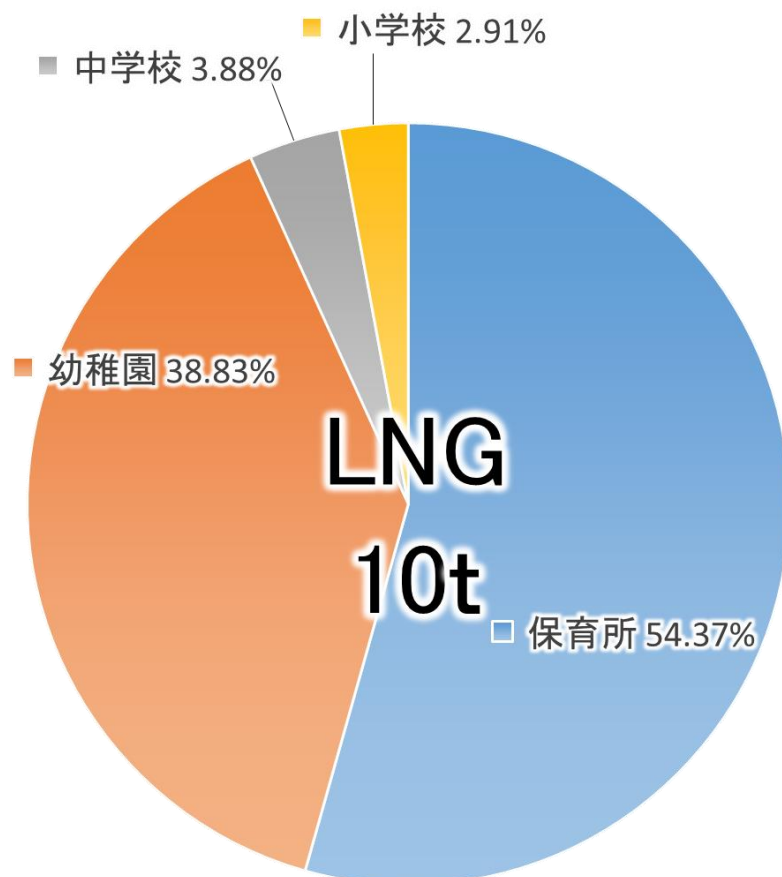
図⑥：軽油（自動車等に使用）



図⑦：A重油（燃料等に使用） ■ その他社会教育施設

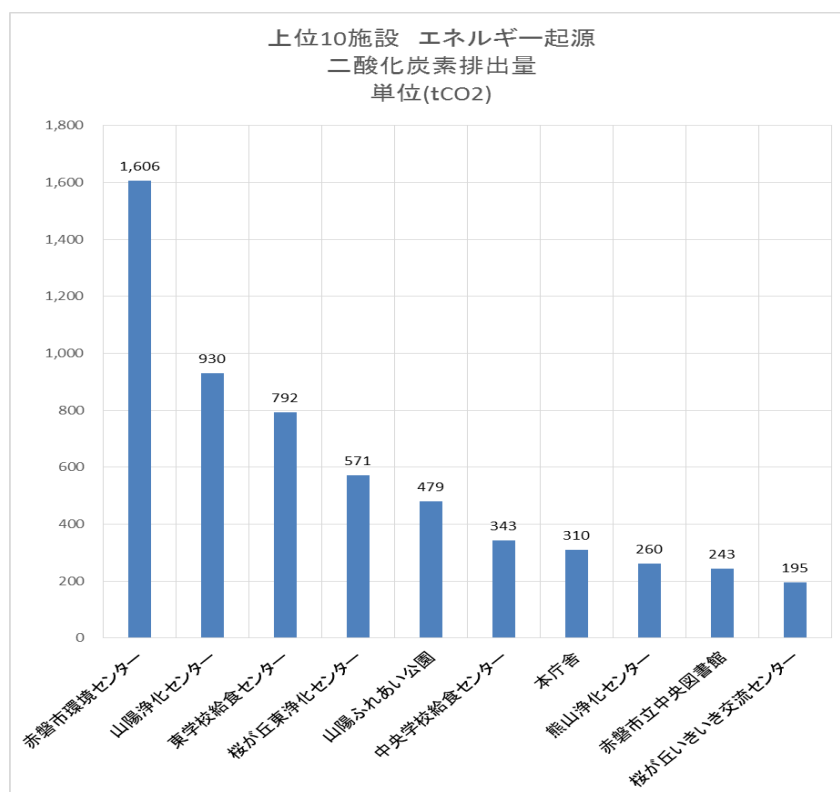


図⑧：LNG（天然ガス）



平成30(2018)年度 温室効果ガス排出量 上位10施設

事業分類		※ 電気・灯油等のエネルギー使用のみ、ごみ焼却等の非エネルギー使用は除く			
事業 分類 コード	名称	施設名称	所管	地域	エネルギー起源 二酸化炭素排出量 (tCO2)
8816	ごみ処分業	赤磐市環境センター	環境課	山陽	1,606
3631	下水道処理施設維持管理業	山陽浄化センター	上下水道課	山陽	930
7721	給食センター	東学校給食センター	教育委員会	熊山	792
3631	下水道処理施設維持管理業	桜が丘東浄化センター	上下水道課	熊山	571
8051	公園管理事務所	山陽ふれあい公園	教育委員会	山陽	479
7721	給食センター	中央学校給食センター	教育委員会	山陽	343
9821	市町村機関	本庁舎	管財課	山陽	310
3631	下水道処理施設維持管理業	熊山浄化センター	上下水道課	熊山	260
8212	図書館	赤磐市立中央図書館	教育委員会	山陽	243
9511	集会場	桜が丘いきいき交流センター	いきいき交流センター	熊山	195



第3章 目標

1 温室効果ガス削減目標の考え方

実行計画における温室効果ガス総排出量削減の目標を設定するためには、今後どの程度排出量が増加(減少)するかを踏まえた上で、現在の地球温暖化対策の進捗状況や今後実施すべき事項等を考慮して検討を行う必要がある。

目標については、国の地球温暖化策定計画に基づき、最終目標年度（令和12年度（2030年度））に、基準年度（平成25年度（2013年度））比で▲26.3%を目標とする。

2 温室効果ガス削減目標

計画策定年度は令和元年度とし、基準年度を平成25年度とする。

令和6年度を目標年度（中間）に定め、削減目標を▲21.7%とし、計画の見直しを行う。最終的な目標年度を令和12年度に置き、各年度削減に努める。

○ 各年度の温室効果ガス排出量削減目標

	基準年度		計画策定年度		
	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
温室効果ガス排出量(t)	26,969	22,421	22,197	21,975	21,755
削減率（前年度比）(%)	—	—	0.8	0.8	0.8
削減率（累計）(%)	—	16.9	17.7	18.5	19.3

			目標年度 (計画見直し)		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
温室効果ガス排出量(t)	21,538	21,322	21,109	20,898	20,689
削減率（前年度比）(%)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
削減率（累計）(%)	20.1	20.9	21.7	22.5	23.3

				最終目標年度
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
温室効果ガス排出量 (t)	20,482	20,277	20,074	19,874
削減率（前年度比）（%）	0.8	0.8	0.8	0.8
削減率（累計）（%）	24.1	24.8	25.6	26.3

* 平成 25 年度と平成 30 年度の比較をすると、平成 26 年度に桜が丘清掃センター（山陽地域）・赤坂環境センター（赤坂地域）・和気北部衛生施設組合クリーンセンター（熊山、吉井地域）の 3 施設を赤磐市環境センター（赤磐市全域）に統合したことにより温室効果ガス排出量の大幅な削減ができています。

第 4 章 取り組み

温室効果ガスの低減に努めるため、市の有する施設の管理、運用、物品の購入に当たり可能な限り温室効果ガスの排出の少ない方策を提示し、職員一人ひとりがその方策を遵守するとともに、建物の構造、施設設備の導入・改造に当たり温室効果ガスの排出の少ない構造や設備機器の導入及び公共工事の発注に際しては再生資材の利用促進など、環境への負荷に配慮する。

1 財やサービスの購入・使用に関する取り組み

◎財やサービスの購入に関する取り組み

〈本市の温室効果ガス削減に直接寄与するもの〉

- ・ O A 機器等の導入や更新時には省エネタイプの機器を優先的に選択する。
- ・ 自動車の新規購入に当たっては、電気自動車及びハイブリッド車などの低公害車や環境配慮型の自動車を購入するよう努める。

《環境配慮型自動車の基準》

燃費が良く、二酸化炭素排出量が少ないこと。

排出ガス中の窒素酸化物、炭化水素、一酸化炭素、粒子状物質が少ないこと。

鉛の使用量が削減されていること。

素材のリサイクルが容易なように設計されていること。

再生材料が多く使用されていること。

〈温室効果ガス削減に広域的に寄与するもの〉

- ・ 「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースター」等の環境ラベリングが貼付された製品を優先的に選択する。
- ・ コピー用紙については、可能な限り古紙配合率１００％、白色度７０％以下のものを積極的に取り入れる。
- ・ ボールペン等の事務用品については、消耗部品を交換・補充できるものを購入する。
- ・ 電卓の購入に当たっては、太陽電池式のものを購入する。
- ・ 各部署の在庫管理を徹底し、購入事務用品の適正な管理に努める。
- ・ トイレットペーパー等の衛生用品は古紙配合率１００％のものを購入する。
- ・ 報告書類の印刷物については、本文、表紙とも古紙７０％以上、本文は白色度７０％程度のものを使用する。
- ・ 帳票類については、可能な限り再生紙への移行及び古紙混入率の向上を図る

◎財やサービスの使用に関する取り組み

【空調】

- ・ 事務室の冷暖房温度(夏期２８℃、冬期２０℃)の基準を徹底する。
ただし、障がい者、高齢者又は乳幼児の利用施設については、健康に十分配慮した室内温度とし、可能な限り省エネに取り組む。
- ・ 冷房時はブラインド等を利用し日射しを遮る。また、暖房時は自然光を積極的に取り入れる。
- ・ 空調設備の吹き出し口のまわりには不要なものを置かない。

【照明機器】

- ・ 業務や接客などに支障のない限り、昼休み時間は消灯する。
- ・ 会議室・給湯室・トイレ・更衣室等を使用していない時は消灯する。
- ・ 残業時には照明の不要なエリアを消灯する。

【電気機器・設備】

- ・ 電気製品を長時間使用しない時や休日等の前日には可能な限り、コンセントからプラグを抜き、待機電力の削減に努める。
- ・ 業務終了時最終退出者はＯＡ機器や電気製品の電源を必ず切る。
- ・ システム上やむを得ない場合を除き、ＯＡ機器を使わないときは電源を切る。
- ・ ＯＡ機器や電気製品に省電力機能がある場合は活用する。
- ・ エレベーターの利用を最小限にし、積極的に階段の利用を進める。

【事務用品】

- ・ コピー・印刷用紙の使用量を抑制する。
- ・ 会議配布資料は簡素化し、必要最小限の部数とする。
- ・ 会議資料は事前配布した場合、当日配布を行わないよう努める。
- ・ 両面コピーを徹底する。
- ・ 文書・資料の共有化を推進する。
- ・ 適正枚数のコピーに心がける。
- ・ 縮小コピーが可能なものは縮小する。
- ・ ミスコピーの防止のため、コピー機の使用前後はリセットする設定にする。
- ・ 庁内及び外注の印刷物については部数を見直す。
- ・ 印刷物は再生紙等の使用を原則とし、それ以外の紙を使用する場合はその理由を明確にする。
- ・ 再生紙等を使用していることを原則として、印刷物に明記する。
- ・ 紙の使用量を抑制するため、代替メディアの使用（インターネット、イントラネット、ＤＶＤ－ＲＯＭ、ＣＤ－ＲＯＭなど）を考える。
- ・ 手洗い、食器等の洗浄では水やお湯を流しっぱなしにしない。
- ・ トイレでの水の２度流しをしない。
- ・ 出張時は公共交通機関の利用（コスト、時間、環境面）に努める。また、同一方向への移動に際し、可能な限り相乗りを励行する。
- ・ 自動車の急加速、急発進及び不必要なアイドリングをしないなど、エコドライブに努める。
- ・ 自動車通勤の職員は、ノーマイカーデーを自主的に実施する。

2 公共工事に関する取り組み

◎再生資材の利用

- ・再生砕石類、再生アスファルト及び再生土砂の利用を推進する。

◎建築副産物の有効利用

- ・解体撤去コンクリート、撤去アスファルト及び建設発生土の再利用率の向上を図る。

◎草木廃棄物の再利用

- ・草木廃棄物のチップ化、堆肥化を図り、再利用率の向上を図り、それに伴う焼却量の減少化につなげる。

3 建築物の建築，管理等に関する取り組み

◎庁舎設備の省エネ型への改善

- ・自然光を有効に取り入れる、トップライトの採用を推進する。
- ・インバーター制御機器の導入など省エネ型照明機器などを推進する。

◎周辺環境への配慮

- ・公共施設等の敷地の緑化を推進する。
- ・公共工事等の工事車両からの温室効果ガスの排出抑制を推進する。

4 廃棄に当たっての取り組み

- ・ゴミの排出段階での分別を徹底し、リサイクルを推進する。
- ・プラスチック製容器包装を含め資源化できるものは分別を行う。
- ・紙類は一般文書・機密文書に分別し、適正にリサイクルできるものと焼却処分するものに分け、可能な限り焼却量を減少させる。
- ・シュレッダーの使用はできるだけ機密書類に限定する。
- ・カーボン紙等再生できないものは使用を減らすよう心掛ける。
- ・トナーカートリッジ等リサイクル可能な製品は再資源化を推進する。
- ・ミスコピー用紙や使用済み用紙の裏面使用を徹底する。
- ・裏紙、使用済み封筒等の再利用を推進する。
- ・個別フォルダーなどファイリング用品の再利用に努める。
- ・各職場で不要となった備品等の廃棄に当たっては、修理による再利用、または他の用途に転用する等、積極的に再利用する。

- ・ 公用車、家電製品等の廃棄に当たっては、冷媒に使用されている代替フロンについて回収又は再利用する等、適切な処理を行う。

5 その他の事務・事業に関する取り組み

各施設設備の事務部門での取り組みを行うとともに、それぞれの事業の特性に応じた環境への配慮を検討する。

また、廃棄物処理の事業系部門については、次のとおり。

- (1) 施設設備の運用改善及び導入・更新、再生可能エネルギーに関する取り組み
 - ・ 既設の施設設備の特性に基づいた運用改善に努める。
 - ・ 設備機器の新規整備又は更新に関する計画の検討を行う。
 - ・ 設備機器の更新時期を捉え、設備機器の劣化状況等を勘案し、優先順位の高い設備機器から順番に高効率な設備機器を更新するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し実施する。
 - ・ 省エネルギー設備・機器の導入基準を参考に設備・機器の整備
 - ⇒ 環境省の公表による「L2-Tech※認証製品一覧」などを参考に、省エネ・CO2 排出削減効果の高い設備・機器、先導的（Leading）な低炭素技術（Low-carbon Technology）の積極的導入
 - ・ コージェネレーションシステム
 - ・ 電力平準化設備等の蓄熱式空調システム
 - ・ 省エネルギーに配慮した換気、照明、給湯、昇降機等の設備
 - ・ 再生可能エネルギーの導入
 - ⇒ 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、バイオマス利用設備などの促進

- (2) 廃棄物処理事業

廃棄物処理事業においては、ごみの減量化及びリサイクルの推進に努める。

特に焼却物中の廃プラスチックによる二酸化炭素の排出が多いため、家庭ごみの分別収集を徹底し、容器包装プラスチックの焼却を抑える。

また、廃食用油（バイオ燃料）等燃料の積極的な使用を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努める。

6 削減に関する先進的取り組み

公共施設等において、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムを構築し、併せて省エネ改修等を積極的に実施し、エネルギーの需給の最適化を行い、省エネルギーの改修・導入等を実施していく。

○具体的計画

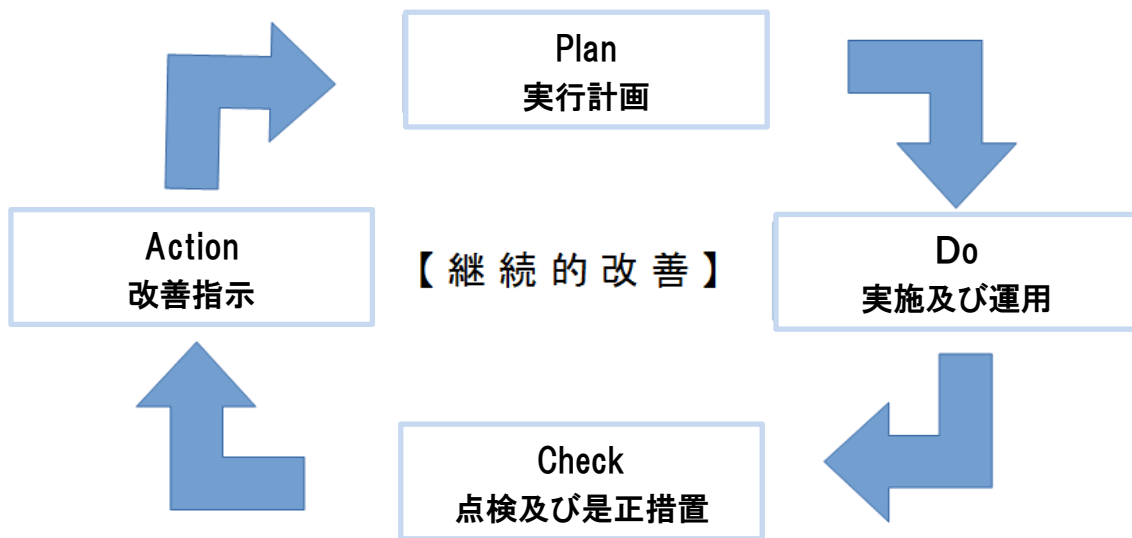
赤磐市山陽ふれあい公園総合体育館において、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時の事業継続性の向上に寄与する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）」を活用した施設（設備）改修を計画している。【令和2年度】

第5章 推進と点検・評価

1 計画の推進・点検

本実行計画の実効性を高めるため、部、支所、課、室、各機関等の単位において業務の特性に応じた取り組みを主体的に展開していくことが極めて重要である。このため、本実行計画を全庁的に適用し、推進を図っていくこととする。

【環境マネジメントシステム(PDCAサイクル)】



2 推進体制

赤磐市地球温暖化対策推進庁内組織設置要綱（平成18年 赤磐市訓令第24号）に基づく庁内組織を中心とし、各部署における本実行計画の取り組みを全庁的に浸透させ、各年度の温室効果ガスの削減数値を意識し、目標年度の削減を達成する。

3 職員に対する研修等

職員に対する環境保全研修、情報の提供を推進し、環境保全活動への理解を深めるとともに、職員の地域環境保全活動やボランティア活動への積極的参加を奨励する。

4 実施状況の点検及び評価

- (1) 次に掲げるエネルギー等の年間毎の使用量等を部局、各事業所において適切な単位で把握する。
 - (ア) 電気、都市ガス、L P G等の使用量
 - (イ) 灯油、重油等の燃料使用量
 - (ウ) 公用車の燃料使用量及び走行距離
 - (エ) 一般廃棄物の焼却量
 - (オ) 下水処理量
 - (カ) その他温室効果ガスの排出に係る諸活動量
- (2) 事務局は毎年度本実行計画の実施状況を取りまとめ、総合的な評価を行い、赤磐市地球温暖化対策推進本部に報告するとともに、ホームページで広く市民に公表する。
- (3) 削減目標、取り組みの見直し等を検討する場合は、地球温暖化対策推進本部会議を開催し、目標や取り組みの見直しのほか、運用の仕組みについても検討をする。

調査対象となる施設一覧

* 機構改革や施設の新設・廃止等に伴い年度ごとに更新する。

基準年 平成 25 年度 対象施設温室効果ガス排出量一覧表 1/4

所有数	事業分類コード	事業分類		施設名称	所管	地域	燃料使用量						電気使用量(kWh)	廃プラスチック焼却量(t)	備考
		名称					ガソリン(L)	軽油(L)	灯油(L)	A重油(L)	LPG(m)	LNG(m)			
1	0131	穀作サービス業		吉井町ライスセンター	吉井支所産業建設課	吉井	1	80	2,520				6,455		
2	0997	すし・弁当・調理パン製造業		地域食材供給施設(赤坂天然ライス施設用地)	赤坂支所産業建設課	赤坂			72		962		30,184		
3	3611	上水道業		水道施設 電力使用	上下水道課	全般							818,727		
4	3631	下水道処理施設維持管理業		山陽浄化センター	上下水道課	山陽							1,446,390		
5	3631	下水道処理施設維持管理業		天神排水機場	熊山支所産業建設課	熊山							5,872		
6	3631	下水道処理施設維持管理業		松木排水機場	熊山支所産業建設課	熊山							924		
7	3631	下水道処理施設維持管理業		勢力集落排水施設	上下水道課	熊山							25,029		
8	3631	下水道処理施設維持管理業		奥吉原集落排水施設	上下水道課	熊山							52,462		
9	3631	下水道処理施設維持管理業		熊山浄化センター	上下水道課	熊山							407,634		
10	3631	下水道処理施設維持管理業		桜が丘東浄化センター	上下水道課	熊山							827,040		
11	3631	下水道処理施設維持管理業		桜が丘東6丁目汚水ポンプ場	上下水道課	熊山							44,187		
12	3631	下水道処理施設維持管理業		桜が丘東3丁目汚水ポンプ場	上下水道課	熊山							5,587		
13	3631	下水道処理施設維持管理業		桜が丘東1丁目汚水ポンプ場	上下水道課	熊山							1,028		
14	3631	下水道処理施設維持管理業		吉井浄化センター	上下水道課	吉井							242,179		
15	3631	下水道処理施設維持管理業		仁堀集落排水施設	上下水道課	吉井							203,810		
16	5811	各種食料品小売業		赤坂農産加工品直売施設	赤坂支所産業建設課	赤坂			72		962		30,184		
17	7599	他に分類されない宿泊業		竜天オートキャンプ場	吉井支所産業建設課	吉井		52		1,471			41,379		
18	7599	他に分類されない宿泊業		是里宿泊体験施設(リゾートハウスこれさと)	吉井支所産業建設課	吉井					36		754		
19	7599	他に分類されない宿泊業		是里ロッジ	吉井支所産業建設課	吉井					9				
20	7721	給食センター		中央学校給食センター	教育委員会	山陽	2,724						567,090		
21	7721	給食センター		東学校給食センター	教育委員会	熊山		3,663					1,090,387		
22	7721	給食センター		吉井学校給食センター	教育委員会	吉井		1,163					244,398		
23	8051	公園管理事務所		山陽ふれあい公園	教育委員会	山陽	870		25,600		3		478,270		
24	8051	公園管理事務所		英国庭園	熊山支所産業建設課	熊山							50,027		
25	8051	公園管理事務所		石蓮寺森林公園	熊山支所産業建設課	熊山			80				3,306		
26	8111	幼稚園		山陽幼稚園	教育委員会	山陽							25,937		
27	8111	幼稚園		山陽西幼稚園	教育委員会	山陽			689			11	8,263		
28	8111	幼稚園		ひかり幼稚園	教育委員会	山陽			1,452				13,196		
29	8111	幼稚園		山陽北幼稚園	教育委員会	山陽						1,700	12,124		
30	8111	幼稚園		いわなし幼稚園	教育委員会	熊山					4		33,167		
31	8111	幼稚園		桜が丘幼稚園	教育委員会	熊山			1,286				14,377		

基準年 平成 25 年度 対象施設温室効果ガス排出量一覧表 2/4

所有 数	事業分類		施設名称	所管	地域	燃料使用量					電気使用量 (kWh)	炭プラスチック 焼却量(t)	備考
	事業 分類 コード	名称				ガソリン (L)	軽油 (L)	灯油 (L)	A重油 (L)	LPG (㎡)	LNG (㎡)		
32	8121	小学校	赤磐市立山陽小学校	教育委員会	山陽			3,180		33		80,582	
33	8121	小学校	赤磐市立山陽西小学校	教育委員会	山陽			2,950			67	64,776	
34	8121	小学校	赤磐市立山陽東小学校	教育委員会	山陽	31	3,187				62	82,013	
35	8121	小学校	赤磐市立山陽北小学校	教育委員会	山陽						5,031	78,024	
36	8121	小学校	赤磐市立石相小学校	教育委員会	赤坂			160		356		80,220	
37	8121	小学校	赤磐市立軽部小学校	教育委員会	赤坂			755		435		40,492	
38	8121	小学校	赤磐市立笹岡小学校	教育委員会	赤坂	5				728		46,864	
39	8121	小学校	赤磐市立豊田小学校	教育委員会	熊山			1,211		26		47,512	
40	8121	小学校	赤磐市立磐梨小学校	教育委員会	熊山		2,040			6		66,674	
41	8121	小学校	赤磐市立桜が丘小学校	教育委員会	熊山			2,727			948	51,032	
42	8121	小学校	赤磐市立仁美小学校	教育委員会	吉井			1,908		24		30,953	
43	8121	小学校	赤磐市立城南小学校	教育委員会	吉井			2,012		42		67,442	
44	8131	中学校	赤磐市立高陽中学校	教育委員会	山陽			5,225		31		139,111	
45	8131	中学校	赤磐市立桜が丘中学校	教育委員会	熊山	20	20	3,350	3,600		100	112,465	
46	8131	中学校	赤磐市立赤坂中学校	教育委員会	赤坂			2,968			43	87,960	
47	8131	中学校	赤磐市立磐梨中学校	教育委員会	熊山	10		2,936		26		80,121	
48	8131	中学校	赤磐市立吉井中学校	教育委員会	吉井			2,020		29		47,211	
49	8211	公民館	中央公民館	教育委員会	山陽	416						176,316	※ 平成24年度数
50	8211	公民館	高月公民館	教育委員会	山陽							19,019	※ 平成24年度数
51	8211	公民館	西山公民館	教育委員会	山陽							25,482	※ 平成24年度数
52	8211	公民館	山陽公民館	教育委員会	山陽							56,534	※ 平成24年度数
53	8211	公民館	赤坂公民館	教育委員会	赤坂	141				50		46,561	※ 平成24年度数
54	8211	公民館	笹岡公民館	教育委員会	赤坂					14		4,930	※ 平成24年度数
55	8211	公民館	熊山公民館	教育委員会	熊山	237				52		47,933	※ 平成24年度数
56	8211	公民館	吉井公民館	教育委員会	吉井			2,561		9		41,369	※ 平成24年度数 ※ 赤磐市立吉井会館内
57	8212	図書館	赤磐市立中央図書館	教育委員会	山陽	1,214						308,016	
58	8213	博物館, 美術館	熊山遺跡管理棟	熊山支所産業建設課	熊山							3,220	
59	8213	博物館, 美術館	是里ワイン記念館	吉井支所産業建設課	吉井			54		2		3,925	
60	8213	博物館, 美術館	城山展望台	吉井支所産業建設課	吉井							6,128	
61	8213	博物館, 美術館	竜天天文台	教育委員会	吉井			112	400	8		15,496	※ 平成24年度数
62	8221	職員教育施設・支援業	地域活動支援センターあかさか(現:わかたけ作業所)	健康増進課	赤坂					258		17,522	
63	8221	職員教育施設・支援業	佐伯北研修センター	吉井支所市民生活課	吉井					3		6,752	
64	8221	職員教育施設・支援業	山方研修センター	吉井支所産業建設課	吉井					4		1,721	
65	8221	職員教育施設・支援業	布都美研修センター	吉井支所産業建設課	吉井					0		2,830	

基準年 平成 25 年度 対象施設温室効果ガス排出量一覧表 3/4

所 有 数	事業分類		施設名称	所管	地域	燃料使用量						電気使用量 (kWh)	廃プラスチック 焼却量(t)	備考
	事業 分類 コード	名称				ガソリン (L)	軽油 (L)	灯油 (L)	A重油 (L)	LPG (㎡)	LNG (㎡)			
66	8277	その他社会教育施設	赤磐市立山陽郷土資料館	教育委員会	山陽	474	64	437				15,832		※ 平成24年度数値
67	8277	その他社会教育施設	赤磐市青少年育成センター	教育委員会	山陽							4,321		※ 平成24年度数値
68	8277	その他社会教育施設	赤坂教育集会所	教育委員会	赤坂					7		2,681		※ 平成24年度数値
69	8277	その他社会教育施設	くまやまふれあいセンター	教育委員会	熊山			8,710		2		69,069		※ 平成24年度数値
70	8277	その他社会教育施設	城南ふれあいセンター	教育委員会	吉井			33				700		※ 平成24年度数値
71	8277	その他社会教育施設	赤磐市吉井B&G海洋センター	教育委員会	吉井									※ 令和2年度より対象施設に編入
72	8311	一般病院	赤磐市民病院	健康増進課	熊山	663		42,150		871		355,516		
73	8322	無床診療所	熊山診療所	熊山診療所	熊山									※ 稼動:平成26年7月
74	8322	無床診療所	佐伯北診療所	健康増進課	吉井	235						41,694		
75	8322	無床診療所	是里診療所	健康増進課	吉井					2		2,132		
76	8429	その他の健康相談施設	山陽保健センター	健康増進課	山陽	1,028				5				※ 含:山陽公民館
77	8429	その他の健康相談施設	赤坂健康管理センター	赤坂支所健康福祉課	赤坂					1		36,339		
78	8429	その他の健康相談施設	保健福祉総合センター	熊山支所健康福祉課	熊山	1,203				11		223,794		
79	8429	その他の健康相談施設	訪問看護ステーションベル	熊山診療所	熊山									
80	8531	保育所	石相保育園	子育て支援課	赤坂			1,188		662		24,299		
81	8531	保育所	軽部保育園	子育て支援課	赤坂			920		284		10,410		
82	8531	保育所	笹岡保育園	子育て支援課	赤坂			330		262		12,975		
83	8531	保育所	赤磐市立赤坂ひまわりこども園	子育て支援課	赤坂									※ 稼動:平成29年10月
84	8531	保育所	仁美保育園	子育て支援課	吉井					325		23,777		
85	8531	保育所	黒本保育園	子育て支援課	吉井					72		11,558		
86	8531	保育所	佐伯北保育園	子育て支援課	吉井			120		268		26,215		
87	8531	保育所	周匝保育園	子育て支援課	吉井					463		25,322		
88	8549	その他の老人福祉・介護事業	総合福祉センター	社会福祉課	山陽	9,933				10,200		116,364		
89	8549	その他の老人福祉・介護事業	福祉サービスセンター春の家	赤坂支所健康福祉課	赤坂	10,850	824	6,130		126		104,071		※ 平成24年度数値
90	8549	その他の老人福祉・介護事業	熊山老人憩いの家	熊山支所健康福祉課	熊山									
91	8549	その他の老人福祉・介護事業	赤磐市複合型介護福祉施設(あかいわハートフル太陽)	熊山診療所	熊山									※ 稼動:平成31年2月
92	8549	その他の老人福祉・介護事業	シルバーワークセンター	吉井支所健康福祉課	吉井							2,877		
93	8816	ごみ処分業	山陽清掃センター	環境課	山陽									
94	8816	ごみ処分業	山陽桜が丘清掃センター	環境課	山陽		12,306	47,253				1,044,596	1,044	※ 山陽清掃センター分を含む
95	8816	ごみ処分業	赤坂環境センター	環境課	赤坂				19,972			252,379	129	
※	8816	ごみ処分業	(参考)和気北部衛生施設組合クリーンセンター	(参考)和気北部衛生施設組合			5,729※	21,999※				486,319※	486	※ ごみ排出量による推定値
96	8816	ごみ処分業	赤磐市環境センター	赤磐市環境センター	山陽									※ 稼動:平成26年4月

基準年 平成 25 年度 対象施設温室効果ガス排出量一覧表 4/4

所有数	事業 分類 コード	事業分類		施設名称	所管	地域	燃料使用量						電気使用量 (kWh)	廃プラスチック 焼却量(t)	備考
		名称					ガソリン (L)	軽油 (L)	灯油 (L)	A重油 (L)	LPG (㎡)	LNG (㎡)			
97	9511	集会場		山陽産業会館	商工観光課	山陽					227		29,528		
98	9511	集会場		総合交流促進施設(リポート吉井)	商工観光課	吉井							1,669		
99	9511	集会場		伝統的の家屋活用交流施設(適塾)	赤坂支所産業建設課	赤坂					61		5,231		
100	9511	集会場		桜が丘いきいき交流センター	いきいき交流センター	熊山	81					103	295,008		
101	9511	集会場		文化会館	吉井支所市民生活課	吉井					2		3,171		
102	9511	集会場		福田会館(農村婦人の家)	吉井支所産業建設課	吉井					10		3,398		
103	9511	集会場		周匝会館(高齢者コミュニティセンター)	吉井支所市民生活課	吉井					17		5,870		
104	9511	集会場		是里多目的集会施設	吉井支所産業建設課	吉井			200		1		1,121		
105	9511	集会場		仁美農村振興センター	吉井支所市民生活課	吉井					2		1,513		
106	9821	市町村機関		本庁舎	管財課	山陽	23,044	2,324	93		93		502,614		
107	9821	市町村機関		市管理の防犯灯	くらし安全課	全般							860,561		
108	9821	市町村機関		赤坂支所	赤坂支所市民生活課	赤坂	3,406			9,800	43		113,919		
109	9821	市町村機関		熊山支所	熊山支所市民生活課	熊山	992	17,060			27		114,094		
110	9821	市町村機関		吉井支所	吉井支所市民生活課	吉井	7,360			5,710	26		107,236		
111	9821	市町村機関		仁堀出張所	吉井支所市民生活課	吉井			118		10		4,177		
112	9821	市町村機関		西勢実観光トイレ	吉井支所産業建設課	吉井							545		
113	9821	市町村機関		稲蒔排水ポンプ	吉井支所産業建設課	吉井							234		
114	9821	市町村機関		石農村広場	吉井支所産業建設課	吉井							214		
115	9821	市町村機関		草生放流警報	吉井支所産業建設課	吉井							25		
116	9821	市町村機関		滝山ダム	建設課(農地整備班)	吉井							602		
117	9821	市町村機関		福田上窪排水ポンプ	吉井支所産業建設課	吉井							80		
118	9821	市町村機関		福田排水機場	吉井支所産業建設課	吉井							3,071		
119	9821	市町村機関		福田新田排水ポンプ	吉井支所産業建設課	吉井							486		
120	9821	市町村機関		福田放流警報	吉井支所産業建設課	吉井							2		
121	9821	市町村機関		本部・本署	消防総務課	山陽	11,502	2,530	409		1,337		187,740		
122	9821	市町村機関		北出張所	消防総務課	吉井	2,856	613	2,239		70		35,438		
123	9821	市町村機関		東出張所	消防総務課	熊山	3,706	964	1,573		182		29,680		

* 平成 25 年度の数値がないものに関しては、前年度等の数値を使用

○赤磐市地球温暖化対策推進庁内組織設置要綱

平成18年11月9日

訓令第24号

改正 平成20年6月9日訓令第14号

平成21年7月22日訓令第9号

平成24年4月1日訓令第15号

平成26年3月24日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の規定に基づき、赤磐市における地球温暖化対策の推進について、活動計画の策定及び推進にあたり、総合的かつ円滑に行うための庁内組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地球温暖化対策を推進するための庁内組織は、赤磐市地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）とする。

(本部)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充て、本部会議を招集し、会務を総理する。

3 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 本部員は、総合政策部長、総務部長、財務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設事業部長、教育次長、赤坂支所長、熊山支所長及び吉井支所長をもって充てる。

5 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地球温暖化対策の基本的な推進方針に関すること。

(2) 各部署から報告された事項の検討及び調整。

(庶務)

第4条 本部の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、庁内組織の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月9日訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月22日訓令第9号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日訓令第15号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日訓令第6号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。



赤磐市マスコットキャラクター

あかいわももちゃん